熊本都市圏総合交通戦略協議会　規約（案）

資料１

（名　称）

第１条 本会の名称は「熊本都市圏総合交通戦略協議会」（以下、「協議会」という。）と称する。

（目　的）

第２条　協議会は、熊本都市圏における望ましい交通体系の実現に向けて、交通に関わる様々な関係者が総合的かつ一体的に取り組む施策について協議し、その施策の推進に係る連絡協議を行い、施策を持続的かつ発展的に展開するとともに、熊本都市圏の交通に関する情報を住民へ発信することを目的とする。

（協議事項）

第３条　協議会は、「都市・地域総合交通戦略要綱」（令和7年4月改正 国土交通省）に基づき、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について協議する。

（１）熊本都市圏都市交通マスタープランで提案された施策の実行計画（アクションプラン）となる「熊本都市圏総合交通戦略（以下「交通戦略」という。）」の策定、交通施策の実施、進行管理、施策の評価及び交通戦略の見直しに関する事項。

（２）その他熊本都市圏の都市交通に関して必要な事項。

（組　織）

第４条　協議会は別表第１に掲げる委員をもって組織する。

２　なお、会長が必要と認めるときは別表第１以外の関係者の出席を求めることができるものとする。

３　委員は協議会に代理人を出席させることができる。

４　協議会に交通戦略の素案作成、進捗管理及び成果チェック等の事務を行うための「熊本都市圏総合交通戦略作業部会」を置く。

５　協議会には専門的知見から助言を行うアドバイザーを別表第２のとおり置く。

（協議会）

第５条　協議会は次に掲げる事務を所掌するものとする。

（１）交通戦略の策定及び推進に関すること

（２）その他協議会の目的達成に関して必要な事項

２　会長は熊本県土木部道路都市局都市計画課長をもって充てる。ただし、会長に事故があるときは、予め会長が指名する者がその職務を代行する。

３　会長は協議会を召集し、その運営をつかさどる。

４　会長はアドバイザーの助言が必要と判断される際は、協議会にアドバイザーを召集する。

（協議会の公開）

第６条　協議会は公開とする。ただし、会議内容が熊本県情報公開条例第３２条各号に該当するときは、非公開とする。

（事務局）

第７条　事務局は熊本県土木部道路都市局都市計画課及び熊本市都市建設局交通政策部交通企画課に置く。

（進捗状況の公表等）

第８条　交通戦略の進捗状況等については、適切な時期に公表するとともに、都市交通に関してモニタリングを実施する関係機関等と必要に応じて情報の共有を行い、相互に連携を図るものとする。

（雑　則）

第９条　この規約に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は会長が定める。

附　則　　この規約は、令和８年　月　　日から施行する。

＜別表第１＞

熊本都市圏総合交通戦略協議会　委員一覧

	所　属	委員職
国	国土交通省九州地方整備局　熊本河川国道事務所	技術副所長
	国土交通省九州運輸局　熊本運輸支局	首席運輸企画専門官
警察	熊本県　警察本部　交通部	交通規制課長
県	熊本県　企画振興部　交通政策・統計局	交通政策課長
	熊本県　土木部　道路都市局	道路整備課長
	熊本県　土木部　道路都市局	都市計画課長
市	熊本市　都市建設局　都市政策部	都市政策課長
	熊本市　都市建設局　交通政策部	交通企画課長
	熊本市　都市建設局　土木部	道路計画課長
関係市町村	菊池市　建設部	都市整備課長
	合志市　市長公室	企画課長
	大津町　総務部	総合政策課長
	菊陽町　総務部	総合政策課長
	益城町	総合政策課長
NEXCO	西日本高速道路株式会社　九州支社　熊本高速道路事務所	副所長
交通事業者	九州旅客鉄道株式会社　熊本支社	総務企画課長
	熊本電気鉄道株式会社　自動車事業本部　乗合事業部	乗合事業部長
	九州産交バス株式会社　営業本部	営業部長
	熊本バス株式会社　自動車部	自動車部次長
	熊本都市バス株式会社　管理本部	管理本部長
	一般社団法人　熊本県タクシー協会	会長
	一般社団法人　熊本市タクシー協会	会長
	熊本市　交通局	運行管理課長

＜別表第2＞

熊本都市圏総合交通戦略協議会　アドバイザー

熊本大学大学院先端科学研究部　教授	円山　琢也
熊本高等専門学校　准教授	橋本　淳也